

令和5年（行ウ）第299号、令和5年（ワ）第17364号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子 ほか5名

被告 国

証拠説明書 (2)

令和6年5月31日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

被告指定代理人

荒 木 真希子

小 西 俊 輔

山 城 道 子

守 田 可奈子

棚 橋 邦 晃

小 堀 陽 平

略語等は、答弁書及び準備書面の例による。

号証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 1 2	『被選挙権』は憲法による保障を受けない—日本国憲法における国民主権の構造」ジュリスト1340号14ページ (高橋和之)	写し H19. 9. 1	① 被選挙権が選挙権と表裏一体のものとして保護されるとしても、そのことは、被選挙権と選挙権が憲法上同等の保障を受けることを意味するものではないこと。 ② 国民主権の具体化は多様であり、被選挙権の最低限の内容は立法政策に委ねられていること。
乙 1 3	憲法概説 (小嶋和司)	写し S62. 6. 15	被選挙権(資格)の条件について、選挙人の資格と同等でなければならないとする原則は存在せず、広く立法裁量に委ねられていること。
乙 1 4	憲法概論 I 総説・統治機構 (大石眞)	写し R3. 12. 25	① 憲法は、被選挙権の主体につき、憲法44条ただし書に列举された事項以外の問題を広く立法裁量に委ねていること。 ② 憲法学における「治者と被治者の自同性」という用語の用いられ方。

				③ 普通選挙は、選挙人の資格に関する構成原理であること。
乙 15	法律学全集 3 憲法 I 〔第三版〕 (清宮四郎)	写し	S54. 11. 30	憲法学における「治者と被治者の自同性」という用語の用いられ方。